



このマークが
目印です！

商品を入れた容器や包装物で、プラスチック製の
ものです。

プラマークがついているものが対象です。

◎カップ・パック類

発泡スチロール製のカップめん、弁当の
容器、食品や日用品のパック など



◎ポリ袋・ラップ類

食品や日用品のプラスチック製の包みや
袋、ラップ

※ はがれない値札などのシールは、その
ままで出してもかまいません。



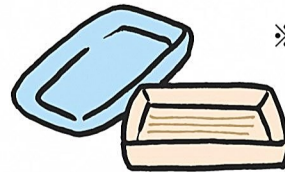
◎ボトル類

食品や日用品のプラスチック製のボトル



◎トレイ類(色・ガラ付きトレイ)

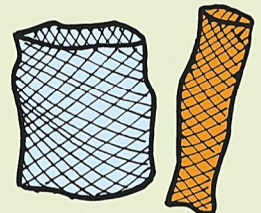
肉、魚、野菜、惣菜などの販売用トレイ



※ 白色トレイは、スーパー
の店頭回収へ出してく
ださい。

◎ネット類

食品のプラスチック製
の網、ネット



◎チューブ類

食品や日用品のプラスチック製
のチューブ



※ 汚れが取れないものは「燃え
るごみ」へ出してください。

◎緩衝材類

発泡スチロール、気泡緩衝材(プチプチ)など



※ 発泡スチロールは細かく砕いて出して
ください。

◎キャップ類

ペットボトル、容器
などの塑料製
のキャップ



出す時の注意

① プラマークがついているか確認してください。

・内袋やトレイなど個々に表示がなく、外袋にまとめて表示してあるものもあります。

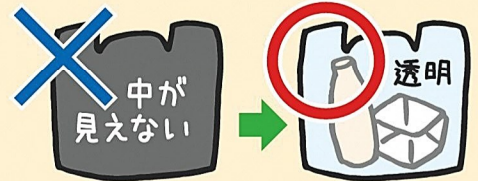
② 中身を使い切り、汚れを取り除いてください。

- ・汚れのついているものは、水で軽くすすぐか布や紙で拭き取るなどしてください。
- ・汚れたものはリサイクルできないため、汚れが簡単に取れない場合は「燃えるごみ」へ出してください。

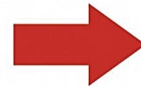


③ 中身が見える袋に入れて出してください。

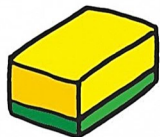
・乳白色の袋は中が見えないため回収されません。



× 出せないもの (プラマークのないプラスチック製品)



燃えるごみ



スポンジ



洗面器・バケツ



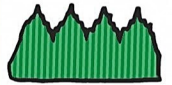
歯ブラシ



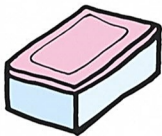
ストロー



スプーン
フォーク



バラ



タッパー



ゴム手袋



文房具



CD・DVD
(ケースを含む)



カセット・ビデオテープ
(ケースを含む)



梱包用バンド
ビニールひも



プラスチック製
のおもちゃ

※ 電気・電池で動くものは、小型家電です。



クリーニングの袋
(商品でないものの包装)

※ プラマークがついているものもあります。
※ ハンガーの処理については、分別早見表(21ページ)を参照

どうしてプラスチック製の商品(製品)は集めないの？

「容器包装リサイクル法」では、**商品を入れたもの(=容器)**や**包んだもの(=包装)**をリサイクルの対象としています。プラスチック製であっても、おもちゃやバケツ・ストローなどの「商品(製品)」は令和3年10月現在、法律の対象外です。容器包装と合わせたリサイクルができないため、見附市では「燃えるごみ」として収集しています。